

議案第 17 号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

- 第12条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、23,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で

定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第28条の2第2項中「及び第11条の4」を「、第11条の4及び第12条の2」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員等の旅費に関する条例(昭和56年三田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「移転料」の次に「、着後手当」を加え、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

第18条を次のように改める。

(移転料)

第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

第18条の次に次の1条を加える。

(着後手当)

第18条の2 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜

分に相当する額による。

第19条第1号ア中「車賃及び宿泊料」を「航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当」に改め、同号ウ中「宿泊料の3分の1に相当する額」を「日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。」に改め、同条に次の2号を加える。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第19条に次の1項を加える。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

別表を次のように改める。

別表（第16条―第18条関係）

(1) 日当、宿泊料及び食卓料

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
3,000円	13,500円	3,000円

(2) 移転料

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第7条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第17条の2中「及び第6条」を「、第6条及び第7条の2」に改める。

(三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年三田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第9条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第 22 条中「及び第 8 条」を「、第 8 条及び第 9 条の 2」に改める。